



平成 30 年 2 月 27 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ツ ノ ダ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 角 田 重 夫
コ ー ド 番 号 7 3 0 8 (名 証 第 二 部)
問 合 せ 先 取 締 役 E S 部 ジェネラルマネージャー 渡邊 雅樹
(TEL : 0 5 6 8 - 7 2 - 2 3 3 1)

**定款の変更、会計監査人の異動、資本金の額の減少、資本準備金及び利益準備金の額の減少、
剰余金の処分並びに自己株式の取得に関するお知らせ**

当社は、平成 30 年 2 月 27 日付の取締役会において、平成 30 年 3 月 30 日付（予定）の当社臨時株主総会におきまして、下記のとおり定款の変更（会計監査人の異動を含む）、資本金の額の減少、資本準備金及び利益準備金の額の減少、剰余金の処分並びに自己株式の取得について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

本日公表した「株式併合及び単元株式数の定め廃止その他の定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ」（以下「平成 30 年 2 月 27 日付承認決議プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は平成 30 年 3 月 27 日に上場廃止となる見込みです。これに伴い、株式会社 TND ホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）が、当社に対して、その有する能力及び資源を投入し、当社の抜本的な改革をより迅速に実行できるよう、監査役会非設置会社及び会計監査人非設置会社への移行、株券の発行並びに株式譲渡制限会社への移行を実施いたします。本定款変更は、その他上場廃止に伴う所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本日開催された当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の第 2 号議案「単元株式数の定め廃止その他の定款の一部変更の件」において決議した当社定款の一部変更の効力が発生することを条件として効力が発生するものといいたします。

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 取締役会</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) 監査役</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(3) 監査役会</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(4) 会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p><u>(株主名簿管理人)</u></p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 取締役会</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) 監査役</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>(株式の譲渡制限)</u></p> <p>第8条 当社の株式を譲渡により取得する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。但し、株式に係る担保権の実行（法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。）に伴う譲渡による株式の取得の場合は、かかる承認があったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p><u>3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p>	
<p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む)に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>(削 除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>第16条～第25条 (条文省略)</p>	<p>第15条～第24条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監 査 役</p>
<p>第26条～第28条 (条文省略)</p>	<p>第25条～第27条 (現行どおり)</p>
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	
<p>第29条 <u>監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第30条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p>第31条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>第32条～第33条 (条文省略)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第34条～第37条 (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第28条～第29条 (現行どおり)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第30条～第33条 (現行どおり)</p>

(3) 日程

取締役会決議日	平成30年2月27日(火曜日)
定款変更のための臨時株主総会決議日(予定)	平成30年3月30日(金曜日)
定款変更の効力発生日(予定)	平成30年3月30日(金曜日)

2. 会計監査人の異動について

- (1) 異動年月日
平成 30 年 3 月 30 日（定款変更の効力発生日）
- (2) 退任する会計監査人の概要
- ① 名称
みかさ監査法人
 - ② 所在地
東京都中央区八重洲一丁目 1 番 8 号八重洲 K T ビル 5 階
 - ③ 業務執行社員の氏名
安田 幸一、小橋川 保子
- (3) 退任する会計監査人の直近における就任年月日
平成 29 年 9 月 28 日
- (4) 退任する会計監査人が直近 3 年間に作成した監査報告書等における意見等
該当事項はありません。
- (5) 異動の決定に至った理由及び経緯
当社は、平成 30 年 3 月 30 日付の臨時株主総会で、「1. 定款変更について」の内容が承認可決されることにより、会計監査人非設置会社に移行いたします。これに伴い、当社の会計監査人であるみかさ監査法人は退任するものであります。
- (6) (5) の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する会計監査人の意見
特段の意見はない旨の回答を得ております。

3. 資本金の額の減少について

- (1) 資本金の額の減少の目的
「6. 自己株式の取得」に必要な分配可能額を確保することを目的としております。
- (2) 減少すべき資本金の額
当社の資本金の額 400,000,000 円のうち、400,000,000 円を減少し、資本金の額を 0 円といたします。
- (3) 資本金の額の減少の方法
減少する資本金の全額をその他資本剰余金に振替えます。
- (4) 日程

取締役会決議日	平成 30 年 2 月 27 日（火曜日）
臨時株主総会決議日（予定）	平成 30 年 3 月 30 日（金曜日）
債権者異議申述最終期日（予定）	平成 30 年 4 月 9 日（月曜日）
効力発生日（予定）	平成 30 年 4 月 10 日（火曜日）

(5) 今後の見通し

資本金の額の減少は、「純資産の部」における科目間の振替処理のため、当社の純資産額及び業績に与える影響はありませんが、後記6の自己株式取得により純資産額は減少する予定です。

4. 資本準備金及び利益準備金の額の減少について

(1) 資本準備金及び利益準備金の額の減少の目的

「6. 自己株式の取得」に必要な分配可能額を確保することを目的としております。

(2) 減資すべき資本準備金及び利益準備金の額

当社の資本準備金の額 41,291,740 円のうち、41,291,740 円を減少し、資本準備金の額を 0 円といたします。また、利益準備金の額 100,000,000 円のうち、100,000,000 円を減少し、利益準備金の額を 0 円といたします。

(3) 資本準備金及び利益準備金の額の減少の方法

減少する資本金準備金の全額をその他資本剰余金に、減少する利益準備金の全額を繰越利益剰余金に振替えます。

(4) 日程

3.(4)と同じ

(5) 今後の見通し

資本準備金及び利益準備金の額の減少は、「純資産の部」における科目間の振替処理のため、当社の純資産額及び業績に与える影響はありませんが、後記6の自己株式取得により純資産額は減少する予定です。

5. 剰余金の処分について

(1) 剰余金の処分の目的

「6. 自己株式の取得」に必要な分配可能額を確保することを目的としております。

(2) 減少する剰余金の項目及び額

配当積立金 金 100,000,000 円

退職積立金 金 30,000,000 円

買換資産圧縮積立金 金 73,467,000 円

別途積立金 金 625,000,000 円

(3) 増加する剰余金の項目及び額

繰越利益剰余金 金 828,467,000 円

(4) 日程

3.(4)と同じ

6. 自己株式の取得について

(1) 自己株式の取得の法令上の根拠条文

会社法第 156 条第 1 項、第 158 条第 1 項

(2) 自己株式の取得の理由

当社が、株式会社ツノダメンテナンス（以下「ツノダメンテナンス」といいます。）が所有する当社株式の全てを取得することにより、株式会社 TND ホールディングスが、当社株式のすべて（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を所有し、当社を完全子会社とすることを目的としております。

(3) 自己株式の取得の内容

① 取得対象株式の種類

当社株式

② 取得し得る株式の総数

6 株

※ 上記取得し得る株式の総数は、平成 30 年 2 月 27 日付承認決議プレスリリースにおいてお知らせいたしました本臨時株主総会の第 1 号議案「株式併合の件」に係る当社株式の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）の効力発生日（予定）である平成 30 年 3 月 30 日に本株式併合の効力が発生した後の数を基準とした数です。

③ 株式の取得価額の総額

総額金 13 億 9,157 万 7,696 円

※ツノダメンテナンスが所有する本株式併合前の当社株式 1 株当たり 9,111 円に相当します。

(4) 取得期間

平成 30 年 4 月 10 日から平成 30 年 5 月 9 日まで

以 上